

番号 00326 A

令和 3年 8月 18日

福岡運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
久留米 100 わ 2291		令和 3年 8月 18日	令和 1年 6月	普通	貨物	自家用	バン [021]			
車名				乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
三菱			[318]	3人	2000kg		2470kg	4635kg		
車台番号				長さ	幅	高さ	前軸重	前後軸重	後軸重	後軸重
FBA20-573435				485cm	189cm	279cm	1400kg			1070kg
型式		原動機の型式		総排気量又は定格出力		燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号
TPG-FBA20		4P10		2.99 L		軽油				
所有者の氏名又は名称		株式会社ウシジマ								
所有者の住所		福岡県八女市室岡377-10 [38857]								
使用者の氏名又は名称		***								
使用者の住所		***								
使用の本拠の位置		***								
有効期間の満了する日		令和 4年 8月 17日								
備考		[久留米], 新規登録 自動車重量税額 ¥12,500 本則税率適用 [27年度税制] 令和1年6月13日 新規登録 75%減税措置済み 平成27年度燃費基準5%向上達成車 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 54,700km (令和3年8月18日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98dB								
		貸渡 [整備工場コード] 91-00117 オパシメータ測定 以下余白								

裏面もご覧下さい。



自賠責保険についてのご案内

証明書
番号 第 61D8E2310 号

令和 3年 8月 18日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン株式会社



自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	FBA20-573435	自動車の 種 別	普貨(自)以下
保険期間	自 令和 3年 8月 18日 13時 至 令和 4年 9月 18日 午前12時	使用の本拠 の所在地	福岡県
住所及び 保険契 約者の 氏名	福岡県八女市室岡 377-10 株式会社ウシジマ	保険料	¥20,250
異動事項	無効	指定金融 機関名	
管轄店名 及び 所在地	損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿 1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時 久留米支店久留米支社	保険料収納済印	
		株式会社モリティス J40F1000	

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第4級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者から行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)